

第 95 号議案

豊後大野市俚楽の郷伝承体験館条例の一部改正について

豊後大野市俚楽の郷伝承体験館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市俚楽の郷伝承体験館については、工房等の利活用の増進を図りたいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市俣楽の郷伝承体験館条例の一部を改正する条例

豊後大野市俣楽の郷伝承体験館条例(平成 17 年豊後大野市条例第 204 号)の一部を次のように改正する。

別表俣楽の郷伝承体験館使用料(1)伝承館・ふるさと工芸体験館・芝生広場・その他の表ふるさと工芸体験館の部一般の項中「大型木工機器 3 時間 510 円」及び「小型木工機器 3 時間 300 円」を削り、同部団体(7 人以上で利用する場合)の項中「大型木工機器 3 時間 510 円」及び「小型木工機器 3 時間 200 円」を削り、同部登録団体の項を削り、

同表中 「

その他	自転車(1 台) 1 日 300 円
-----	--------------------

」 を

「

その他	自転車(1 台) 1 時間につき 100 円 電動機付自転車(1 台) 1 時間につき 200 円
-----	--

」 に改め、

同表注中注 1 及び注 2 を削り、注 3 を注 1 とし、注 4 を注 2 とする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用の許可に係る使用料から適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。